

# 令和5年度 上尾市立上尾小学校 学校経営方針

## I 学校経営方針の全体像

### 1 学校経営方針を策定するための基本的な考え

上尾市立の学校として、公教育の理念に基づき、教育関係法規及び埼玉県及び上尾市の教育行政施策（第3期上尾市教育振興計画）に則り、開校151年目となる本校の伝統と地域の実態を踏まえ、「みんなきらきら上尾小 笑顔いっぱい 元気いっぱい」の更なる進展を図る。

### 2 学校教育目標

心を大切にする児童の育成

【知】ねばり強く学ぶ子 【徳】思いやりのある子 【体】明るく元気な子

### 3 目指す学校像

みんなきらきら上尾小 笑顔いっぱい 元気いっぱい

- 地域に愛され、保護者に信頼され、児童も教職員も誇りをもてる学校
- 学習の基礎的・基本的な知識・技能、変化への対応力や主体的に社会に関わる積極性、新たな価値を生み出す創造力、学びに向かう力を育める学校
- 全教育活動に工夫・改善をこらし、豊かな教育を実践する学校

### 4 目指す教師像

工夫・改善を心がけ、社会のニーズや児童・家庭・地域の実態に応じた教育が展開できる教師

- 教育の専門職としての誇りを持ち、授業で勝負できる教師
  - ・「主体的な学び」「対話的な学び」「深い学び」を追求する教師
  - ・「できた」「わかった」「伸びた」「もっとやりたい」を感じさせることができる教師
  - ・自ら研修に努め、自分自身を磨き、専門性を向上させる教師
- 自らの「人間性」を磨き続け、児童・保護者・地域から信頼される教師
  - ・児童の良さを誉め、認め、伸ばし、「自己有用感」を育てる教師
  - ・保護者・地域との連携を深め、信頼される教師
  - ・絶対に教職員事故を起こさないという気概を持ち、服務に厳正な教師

### 5 目指す児童像

常に人間性を磨き、自分に厳しく他人に優しくできる自己を確立し、友達からも大人からも「頼もしい」と信頼される児童

【ねばり強く学ぶ子】知識や技能を身につけ、思考力・判断力・表現力・創造力の能力を高め、学ぶ意欲を持ち、何事にもあきらめない強い意志や実践力を備えた「かしこい児童」

**【思いやりのある子】** 自分の役割を自覚し、自律・自制の心、自然を愛する心、崇高なものに感動する心、生命を尊重する心、他人を思いやる心、感謝する心など、「豊かな心をもった児童」

**【明るく元気な子】** 自ら進んで運動や遊びに親しみ、健康ではつらつとした強い体力を備えた「心身ともに健やかな児童」

## 6 学校経営の理念

**みんなきらきら上尾小 笑顔いっぱい 元気いっぱい**

「子供たち一人ひとりが、毎日笑顔で元気に光り輝き、明日を待ち望んでほしい」という願いを込め、それが実現できる教育活動を展開するという意思が込められている。

**【理念の実現に向けた教職員の態度】**

- (1) 仕事は厳しく、職場は明るく
  - ・授業で勝負、自己を高めるために自己研鑽
  - ・「お互い様」に基づく支えあい、積極的なコミュニケーションとオン・オフの励行
- (2) 「随所に主」となる
  - ・主任、担任、担当として、積極的に学校運営に参画
- (3) 凡事（礼を正し、時を守り、場を清める）徹底
  - ・児童だけでなく、教職員も「凡事を非凡に」努め、マナーアップを図る
- (4) 報告・連絡・相談・確認（見届け）の励行
  - ・組織の一員として小さなことでも報連相確認を行い、また、一人で悩まない
- (5) 「危機管理に勇み足なし」の意識の確立 ※危機管理のさしすせそ
  - ・最悪の事態を想定し、真摯に、素早く、誠意をもって、組織的に動く

※事故や事件を未然に防ぐこと、事が起きた場合は、特に「初期対応」を大切に！

## 7 学校経営の土台

- (1) いじめ問題への対応・・・学校の最優先課題  
「いじめ見逃しゼロ・・・些細な件も「いじめ」と認知、「早期対応、早期解消、丁寧な見届け」
- (2) 不登校問題への対応・・・多様なニーズへの対応  
「不登校児童、不登校傾向児童へのニーズに応じた丁寧な対応と新たな不登校児童を出さないという決意」
- (3) 授業の充実・・・教師は授業で勝負する  
「毎時間の目標達成」「確かな教材研究と授業準備」「学校課題研究の更なる推進」
- (4) サービスの厳正・・・教育公務員としてのあるべき姿を肝に銘じる  
「職場から、絶対に教職員事故を起こさない！という気概を持つ」

(5) 本来の目的を意識した「働き方改革」の推進

「業務改善スタンダード（R5 作成予定）に基づく改革の断行」

・時間外在校等時間 月45時間・年360時間超ゼロへ

## 8 学校課題研究の推進

教育公務員の使命は「授業」である。従って、教員にとって研究は義務であり、授業は「命」である。令和5年度は、2年間の研究の成果と課題を上尾市教育委員会委嘱研究発表会で提案する。

「研究主題」他者とよりよくつながるための説明する力の育成

※説明する力：自分の考えを相手に分かりやすく説明する力

(国語) 言葉による見方・考え方が働く言語活動を工夫した国語科の授業

(道徳) 自己を見つめ、表現し、互いに深め合う児童を育成する道徳科の授業

## 9 上尾小学校の人材育成スローガン

子供を育てる四つのステップ「自覚」「自信」「自主」「自律」

「自覚」自分でもできるのかな？自分でやるべきことなのかな？やってみようかな？

「自信」自分でもできた！もっとできるかも！きっとできる！

「自主」自分でやってみよう。自分で探してみよう。

「自律」自分で実践・実行！（自らの規範に従って行動できる児童へ）

## 10 コミュニティスクールとしての活動

本校は、コミュニティスクールとして学校運営協議会が中心となり、学校教育目標の具現化を図る。そのために、学校は地域の教育力を導入し、地域・保護者は学校を応援し、学校、保護者、地域が一体となって児童のよりよい成長を目指す。

【令和5年度の取組】

《保護者とのつながり》

○「親子で聞き活」を継続して実施する。

《学校応援団とのつながり》

○「きらきら推進キャップ（きらっぴ）」がコーディネーターとなり、通常活動の他、以下の取組を推進する。

・防犯体制を強化するため、児童の登下校時及び授業中の見守りスタッフを募集し、「きらきら見守り隊」を組織する。

・「学校における働き方改革」の一助として、授業以外の教育活動、例えば、清掃・給食配膳片付け、休み時間の見守り、休み時間や放課後の体力づくり等に保護者や地域の力を導入する。

《おやじの会とのつながり》

○「みどりのカーテン設置」「校舎の窓ガラス、トイレ、プール等の清掃」、「運動会準備・片付け」等の協力を依頼する。

(参考)【令和4年度学校関係者評価委員会より】

《改善点》

- 1 児童の「英語で話すことが好き」のポイントが低い。話すことが好きになるために、英語が身近な言語として積極的に生活に取り入れられるとよい。
- 2 児童全員が自己有用感をもてるような教育を推進する。
- 3 運動会、持久走大会の他にも、体力向上に関して児童のモチベーションを高める取組を行う。
- 4 学校・家庭・地域が一体となって児童を育てるため、学校応援団の活動を充実させる。
- 5 地域とのつながりをより一層意識していくことができるように、学校運営協議会において、家庭・地域とのつながりをどう深めていくか継続して協議する。

## II 学校経営方針の基本方針

教職員の自律を促し、個々の実態に応じた指導・助言を通して、専門性を伸ばし、児童・保護者・地域から信頼される教職員を育てる。また、これまでの伝統を引き継ぎながらも、時代の変化に対応できる資質の向上を目指し、教育の専門集団として誇りをもって児童に向き合える教職員組織を築く。

### 校長の行動指針

#### ①日常的なコミュニケーションの重視

日頃から、コミュニケーションを大切にします。

#### ②「報・連・相・確認（見届け）」の励行と「お・ひ・た・し」の実践

「報告・連絡・相談・見届け」の励行を求め、「怒らない・否定しない・助ける・指示する」の実践を確実にしていきます。

#### ③計画的な授業観察の実施

短時間での教室訪問を実施します。全員の授業参観を計画的に行います。

#### ④行事等のスリム化とメリハリのある仕事を推進

仕事の先を見通す、軽重をつける、効率化を図る等、教職員の健康管理に配慮します。

#### ⑤「校長室だより」の発行

教職員向けの「校長室だより」を発行し、校長の考え、教育情報、校長会での伝達、職務、生徒指導、教科指導、職員会議の指示伝達事項等に関することを伝えます。

## 教職員の行動指針

### ①教育の専門職としての誇り

教職員一人一人が、自らの職責に「責任と誇り」を持ちます。

### ②先を見据えた工夫・改善の心構え

先を見据えて今何ができるか、何をすべきか、何をみにつけさせるべきか、常に「想像」と「創造」、「工夫」と「改善」を意識し実践することを目指します。

### ③「チーム上尾小」の一員である自覚

何事も「組織」で対応する意識を持ち、「チーム上尾小」の自覚を持って行動します。

### ④保護者・地域との積極的な連携

保護者・地域との連携を深め、学校への信頼と応援体制を強化していきます。

### ⑤我が校・上尾小への「愛着」「誇り」

何よりも、上尾小学校への「愛着」と「誇り」を持ちます。

## III 本年度の重点目標( 7つの柱)

- |   |              |                                      |
|---|--------------|--------------------------------------|
| 1 | 学級・学年経営の充実   | (自己有用感の育成)                           |
| 2 | 学習指導の充実      | (学力の向上)                              |
| 3 | 生徒指導の充実      | (よい子のやくそく、10のしぐさ)                    |
| 4 | 豊かな心と健康な体づくり | (いじめ防止)(ボランティア精神の育成)<br>(体力・健康の維持向上) |
| 5 | 開かれた学校づくりの推進 | (保護者・地域との連携)                         |
| 6 | 特別支援教育の推進    | (ノーマライゼーションの推進)                      |
| 7 | 幼保小中との連携の推進  | (幼保小中との連携、小中一貫教育の充実)                 |

## III 本年度の重点目標( 7つの柱)について

### 1 学級・学年経営の充実

#### (1) 魅力ある学級づくり

○児童一人ひとりが自分の存在感(居場所)、自己有用感を見いだせる学級づくりに努める。

○教師と児童、児童相互のより深い信頼関係を築き、さわやかで活気と笑顔があふれる魅力ある学級づくりに努める。

○児童理解を深め、児童一人ひとりの良さを伸ばし、可能性を最大限に引き出す。

#### (2) 常に工夫・改善を意識した学級・学年経営

○児童一人ひとりが、目標に向かって、何事にも向上心と責任感を持って真剣に取り組むことができる学級づくり・学年経営に努める。

○横の連携を深め、情報を共有しながら学年組織で対応を図る。

#### (3) メリハリのある教育

○基本的な生活習慣、学習ルールの定着を図る。

○「当たり前のことが当たり前に見える(凡時徹底)児童を育成」する。

★「上尾小よい子のやくそく」「10のしぐさ」の活用

・あいさつ・名札の着用・廊下歩行

(4) 時間を守る学校生活

○時間を守ることを身につけさせる。5分前行動やチャイム前着席を意識させる。

## 2 学習指導の充実

(1) 授業力の向上

○授業力診断シートを活用し、自己の授業を振り返りながら、工夫・改善を図る。

○学力調査（全国学調、県学調）の結果の有効活用と授業改善に活かす。

○教師の指導力だけではなく、児童の考える力を含めた授業全体の力を授業力と捉え、授業力の向上を目指す。

○一人ひとりの児童が授業に参加できるように、児童の主体的な学習活動を展開する。

○「主体的」「対話的」「深い」学びをの視点にたった授業を展開する。

○自分の考えを書いて説明する学習活動の実施、話し合い活動の充実、板書の充実(課題、児童の考え、まとめ等)

○上尾学びのイノベーションの推進

・一人一台端末（きらきらタブレット）、大型モニタ、デジタル教科書等の効果的な活用

○英語活動、外国語活動、英語科の充実（進んで英語を話す上小っ子の育成）

(2) 研修体制の充実

○研究主題「他者とよりよくつながるための説明する力の育成」で目指す力の育成を念頭に研修体制の充実を図る。

○授業研究会等の実践を通して、研究主題に迫る。

(3) 家庭学習の充実

○家庭学習を充実させ、学習内容の定着を図る。

○家庭でのICTを活用した自主学習を経験させる。

(4) 読書活動の充実

○読書活動の推進を図るため、読書活動を日課表に（毎週木曜日）位置付ける。

○読書に慣れ親しみ、貸出冊数を増加させるための取組を工夫する。

○「読み聞かせボランティア」を活用した「読み聞かせ」の指導をより一層の充実を図る。

(5) 学校ICTの効果的活用

○大型モニター、デジタル教科書を活用した効果的な授業を展開する。

○一人一台端末（タブレット）積極的に授業に活用する。

○ICT教材の共有化を図る。

### 3 豊かな心と健康な体づくり

#### (1) 道徳教育の充実

- 学校の教育活動全体を通して、道徳的な心情、判断力、実践意欲と態度等の道徳的実践力を養う。
- 道徳科の授業を年間計画通りに実施する。
- 授業参観、学校公開などにおいて、道徳科の公開授業を積極的に行う。

#### (2) 人権教育の推進

- 教育課程全般を通して、一人ひとりがかかけがえのない存在であることを認識させ、人権感覚を育てる。
- 人権作文や人権標語の取組を中心に、いじめや差別を無くし、平等の意識を育てる。
- いのちの大切さ、いじめや差別は絶対に許さないということを学校だより等や朝会等を活用し、継続して訴えていく。
- 相手の立場に立ち、思いやりのある言動ができるようにする。

#### (3) 学校マナーアップを展開する。

- あいさつがいつでも誰にでもできるようにする。※あいさつの合言葉

「あいての目を見て いつも さきに つづけよう」

(さわやかに) ※次の段階

- 黙動清掃の励行。自分たちの学校は自分たちの手できれいにし、美しい学校環境で学ばせる。

#### (4) 体力向上の推進

- 「コツコツと きたえた体は たからもの」をキャッチフレーズとして浸透させる。
- 体育授業の充実、新体力テストの結果を踏まえた補強運動を導入する。
- 外遊び、なわとび遊び等を奨励し、積極的に体を動かそうとする意欲を育てる。
- 目標や課題を明確に持たせ、達成に向けて最後までねばり強く取り組み、達成感を味わうことができる児童を育てる。

#### (5) 健康教育の推進

- 「歯・口の健康づくり」を実践できる児童を育成するために、年間を通じた保健歯科活動や家庭との連携の充実を図る。
- 学校における食育を推進するとともに、給食に係るアレルギー対応を全教職員で共通認識し、対応できるようにする。

#### (6) 情操教育の推進

- 「5 S + 1 K」(①整理②整頓③清掃④清潔⑤習慣+①改善)を掲げ、身の回りや校舎内外の環境を日々整備し、自分たちの手で過ごしやすい環境をつくる姿勢を育てる。

### 4 生徒指導の充実

#### (1) 積極的な生徒指導

- 元気な挨拶ができるように

「相手の目を見て いつも 先に 続けよう」

- ・ 1学期末までに友達、近所、先生にしっかり挨拶ができる
- ・ 2学期末までに地域の方にしっかり挨拶ができる
- ・ 3学期末までに学校の来校者にしっかり挨拶ができる

○生徒指導に対する職員の共通理解を深め、全職員がどの児童に対しても同じ目線、同じ方向性で指導できるようにする。(共通理解と共通行動)

※改定版「生徒指導提要」の確認

- 「いけないことはいけない」と教えるべきことはきちんと教え、規範意識を育て、自立心を養う。
- 定例の指導相談委員会において、情報交換、指導方法の検討を行い、学校全体で情報を共有し、実態把握と対応について組織的に取り組む。
- 毎月の生活目標の達成を図るため、学年ごとに発達段階に応じた具体的な手立てを講じる。
- 全職員がいじめは絶対に許さないという毅然とした態度で児童に接する。
  - ・ 「上尾市立上尾小学校いじめ防止基本方針」を全教職員で共通理解し、被害を受けた児童の気持ちを最優先した早期対応を図る。
  - ・ 「いじめは しない させない 許さない 仲良く笑顔の 上尾小」の浸透
- 規律ある態度の育成のために、「礼を正し、時を守り、場を清める」を徹底する。
- 「上尾小のきまり」を共通理解、共通行動の下、指導の徹底を図る。
- 「あいさつ・返事」「廊下歩行」「名札の着用」「チャイム前着席」の指導については、年間を通して徹底する。
- 校外での問題行動等、学校で把握しきれない問題は、積極的に関係機関・地域と連携を図り、情報収集に努める。

## (2) 教育相談の充実

- 特別支援教育コーディネーターを中心に教育相談の充実を図り、個に応じたきめ細やかな指導を行う。(原則、月に一回、教育相談日(「ほっとタイム」を設定))
- さわやか相談員来校時の「教育相談日」を活用する。
- 事例研修会を実施し、特に配慮が必要な児童の指導について、共通理解を図る。
- 不登校傾向の児童について、学校全体で共通理解の下、明確な対応方針を打ち出し、保護者との連携を図中で、改善に向けて同一步調で取り組む。
- 保護者と校長・教頭・担任との話し合いを十分持つようにする。
- 日頃から児童をより多くの職員の中で、多面的に見るように心がける。

## 5 開かれた学校づくりの推進

### (1) 積極的な情報発信

- 保護者や地域の方に学校と同じ方向を向いてもらうため、積極的に情報提供を行う。
  - ・ 「学校だより」の発行
  - ・ 学校ホームページの発信
  - ・ さくら連絡網の活用



○地域や保護者とのコミュニケーションを大切にする。

(2) 地域との連携の強化

○学校運営協議会との連携を強化する。

・地域の教育力を活用する。

■学校応援団 ■地域の人材

○PTA活動や地域の方との交流を推進する。

・PTA、地区、学童、地域内幼稚園・保育園・保育所

・学校開放団体及び開放委員会

・民生委員・児童委員・上尾地区育成連合会 等

○幼保小中との連携・協力を推進する。

## 6 特別支援教育の推進

(1) 特別支援教育の充実

○特別支援教育コーディネーターを中心とした校内委員会の活性化を図る。

○教育活動全般において、交流教育を積極的に推進する。

○通常学級における特別支援教育を推進する。

○個別の指導計画に基づく特別支援学級の充実を図る。

(2) 関係諸機関との連携

○上尾市教育センターとの連携を図る。

○校内就学相談体制の充実を図る。

○事例研修会などにより、特別支援教育に係る教職員の研修の充実を図る。

○市内の特別支援学級設置校との連携を図る。

## 7 幼保小中との連携の推進

(1) 幼児・児童・生徒との交流

○学区内幼稚園、保育園、保育所との交流会

・上尾小運動会 ・生活科交流会

(2) 教職員の交流

○幼保小教職員交流会

(3) 授業の交流

○小中学校授業交流（8月末・2月・3月）

## IV 学校経営を支える3つの基盤

- |                       |
|-----------------------|
| 1 潤いのある学校環境づくり        |
| 2 児童の安心・安全の確保と事故防止の徹底 |
| 3 信頼される教職員としての資質の向上   |

## IV 学校経営を支える3つの基盤について

### 1 潤いのある学校環境づくり

#### (1) 教育環境の整備・充実・活用

- 児童にとって生活の場、学習の場である教育環境の整備・充実・活用を図り、本校の素晴らしい教育環境を大切にする気持ちと実践力を育てる。
- 教師は最大の教育環境であることを常に忘れない。
- 校舎内外の清掃活動を充実させ、きれいな美しい学校を維持する。
- 四季を感じさせる植物で潤いのある環境を整備する。

#### (2) 掲示教育の充実

- 豊かな感性を育む潤いのある掲示教育に努める。  
「目をとめ、足をとめ、心をとめる」掲示物を心がける。
- 年間計画に基づき、児童の成長の跡がわかる掲示を工夫する。
- 児童の活動がわかり、励みとなる掲示に努める。
- 季節感あふれる掲示、時季に応じた掲示に努める。

#### (3) 言語環境の整備

- 正しい言葉遣い、正しい言語環境に努める。
- 教師が率先して正しい言葉遣いに努める。

### 2 児童の安全・安心の確保と事故防止の徹底

#### (1) 安全・安心の確保

- 日常点検、月1回の安全点検を中心に、施設・設備に支障がないか情報収集に努め、必要に応じて修繕等を早急に行う。(安全点を形骸化させない)
- 教職員の目だけでなく、児童の目による点検を実施する。
- 安全に係る講話や訓練等を通して、日々の安全確保に係る具体的な行動様式等を児童に伝えることで、児童の危機意識や危険回避能力の向上を図る。
- 防災・防犯・不審者対応(学校外)・不審者の学校侵入対応・交通事故防止等の安全指導は、児童の実態に応じてきめ細やかに、より具体的に指導を徹底する。  
※避難訓練、引渡訓練、交通安全教室、不審者対応訓練、防犯教室、  
薬物乱用防止教室等

#### (2) 事故防止の徹底

- 校内事故・交通事故防止に努める。
- 教職員の指示及び放送をよく聴くこと、「自分の命は自分で守る」ことを日頃より指導し、意識させる。
- 自転車の安全な乗り方と交通ルールの遵守について、指導を徹底する。特に自転車の乗り方、「急な飛び出し」の防止と一時停止について徹底する。
- 自転車運転五則の徹底を図るとともに、ヘルメット着用について啓発する。
- 自転車を運転する者は、傷害保険加入義務化であることを啓発する。

- 学校配信メールを活用し、学校周辺における事件・事故・悪天候等への対応について、保護者・地域との情報を共有する。

### 3 信頼される教職員としての資質の向上

#### (1) 教職員倫理の確立

- 教職公務員として自己に厳しい自覚と誇りを持ち、自ら率先垂範する。
- 教職員事故の絶無を誓って職務に臨む。
- 組織として、お互いに声をかけ合い、課題等を一人で抱え込まない。

#### (2) 教職員の資質の向上

- 日々の実践こそが研修であるとの意識を持ち、専門性・指導力の向上を図る。
- 社会人としての常識ある態度で臨み、謙虚さを忘れず、保護者・地域からの信頼作りに努める。
- 教職員一人一人が「学校の顔である」ことを自覚する。

## V 教職員のサービスに関する心得

### 1 教育公務員としての自覚

#### (1) 法令の遵守

#### (2) 厳正なサービス

- 上尾市立小学校教員としての自覚
- 適正な勤務時間の割振変更

#### (3) 教職員の事故防止

100－1＝0 たった一つの教職員事故により、今まで積み上げてきた信頼を全て失うことにつながる、という認識を持つ。

教員は、児童にとって最大に教育環境であり、教職員は常に高い倫理観を持つ必要がある。個々の児童の人格の完成を目指すという教育の崇高な目的を達成するためには、一人ひとりの教職員が高い倫理意識を持たなくして正常な教育活動はできない。

- 教職員事故に対する当事者意識を持ち、自分自身に置き換えて考え、「絶対に事故を起こしてはならない」という強い気持ちを持って職務にあたる必要がある。
- 体罰等の禁止
  - ・体罰、暴言は指導ではない。体罰等事案が起きると厳正な処分となる（懲戒）
- 交通事故の防止
  - ・交通規則の遵守。「あせり」は事故のもと。時間と気持ちのゆとりを持った出退勤を心がげる。
- 学校敷地内、学校への出入り時は最徐行運転をするとともに、周囲に細心の注意を払う。
- 飲酒運転は犯罪である。自転車も軽車両であり、同様である。
- 金銭にかかる事故の防止

- ・校内規定に基づいて適正に処理する。職員立て替えは厳禁。
- ・学年会計は複数の目でチェックする。
- ・職員室、教室内の机に現金は絶対に置かない。
- ・集金後、速やかに処理する。
- ・第三者による会計監査を実施する（PTAによる監査）

○個人情報の管理の徹底

- ・校外へは原則持ち出さない。持ち出す必要が生じた場合は、校長承認を得る。
- ・校内規定に基づいて適切に管理する。

(4) その他

- 教職員倫理確立委員会の活性化 ※定例委員会の開催、臨時委員会の開催
- 学校敷地内全面禁煙の実施
- 職員は名札を必ず着用する。(儀式的行事・体育授業時は除く)
- 時・場所・場面に応じた適切な服装等をする。
- 提出物は適切な内容、誤りの皆無、期限を厳守し、諸申請は事前に相談する。
- 校外に発出する文書については、特に内容や表現、誤字・脱字に注意し、管理職に見せてから提出する。

## 2 説明責任を果たす

(1) 県民・市民・保護者・児童等の学校に寄せる期待と信頼に応える。

- 客観性
- 公正性
- 納得度

【例】評価→客観的な説明、公正性、本人の努力や成長を認める。恣意的なものになっていないか

指 導→根拠、納得度

会計事務→会計報告と領収書との整合性、価格の適正性

自己の諸申請→旅費・通勤手当・住居手当・扶養手当等は適正な支給となって

いるか。変更が生じた場合は即時申し出る。誤支給は戻入となる。不正支給は、処分の対象となる。

## 3 情報公開に対応する

(1) 全てが公開の対象となりうる。そのため、公開を前提に職務を遂行する。

【例】指導要録→説明できる内容（事実・根拠・納得度）

学校日誌→学校の全教育活動の記録

職員会議録→発言者名の記録は不要（校務分掌名で）

当日の欠席者は、校閲の署名（押印）と日付を記載

その他→出勤簿、年次休暇簿、旅行命令簿、各会計簿等、また、全ての「願」「届」の文書、給食会計等

## 4 危機管理

(1) 「児童の安全確保に対する緊急対応マニュアル」に基づく。

## (2) 窓口の一本化

- トラブルによる来校者、電話での問い合わせ、報道等の対応は、まず、教頭が窓口になる。
- 職員は、私見や憶測でものを言ったりせず、まず、教頭に報告・連絡・相談する。

## 5 物品管理

### (1) 紛失、盗難防止の徹底

#### ①金銭の管理

- ・教室での集金のポイント

朝、教室で児童の登校を待つ→集金を提出させる→その場で金額を本人と共に確認する→集金校長室耐火書庫へ一時保管する→可能な限り早急に処理する

- ・教室及び職員室の自分の机の中に現金を置かない。一時的に保管する場合は、管理職に相談して、耐火書庫へ。(一時的とは、集金した日の退勤までのこと)
- ・集金した金額をしばらくの間保管せざるを得ない状況の場合は、教頭に相談する。

#### ②常に意識し、緊張感を忘れない。

- ・自転車のかご ・自動車の中 ・電車の中 ・バック ・置き忘れ

### (2) 公簿等の紛失・盗難は、職員自身が個人情報流出の「加害者」となる。

- 個人情報校外へ持ち出さないことを原則とする。

### (3) 机上を整理整頓し、常に物の所在がわかる状態にしておく。金銭の事故や情報の流出を防ぐ。児童の目も考慮する。

### (4) 施錠の徹底 → 手で確認する

## 6 学校事故

### (1) 学校事故には迅速・的確・誠実に対応する。

### (2) 事故発生時は、事実のみを時系列で記録する。憶測や自身の考えは不要。

### (3) 判断に迷った時は、自分にとってより大変な方、辛い方を選択する。

### (4) 兆候を見逃さない。事故は突然起きない。意外性もない。起こるべくして起こるものである。

### (5) 日々、危機管理意識を持つ。「もしかしたら～かもしれない。」の意識を持つ。

## 7 保護者との連携

### ○保護者には誠実に対応する。

- ・保護者に連絡する場合は、必要に応じて事前に管理職に相談する。
- ・加害者と被害者がいる場合は、必ず双方の保護者に連絡すると共に、管理職にも相談する。

### ○対立からは何も生まれない。対話を大切にする。

### ○「話上手は聞き上手」→まず保護者の言い分をじっくりと聞き、受容的な態度で接する。そして、その児童の成長を認めてから課題へとうつる。

- 「お互いに情報交換を密にし、協力し合いながら見ていきましょう。」という意識で対応する。
- その児童の具体的な事実を話さないで保護者は納得しない。「なんとなくそう感じています。」では納得しない。保護者がわかる事実内容であること。
- 「たいしたことではない」と判断するのは、保護者である。
- 保護者との話し合いでは、複数で対応し、「時間・場所・場合（場面）」を考えて行う。
- 保護者との対応について、可能な限り記録として残す。

## 8 電話の対応

- 「電話は学校の見えない玄関」である。
- あいさつ→学校名→氏名 をはっきりと言う。  
「こんにちは。上尾小学校 ○○です。」
- 取り次ぎに時間がかかりそうな時には、折り返しの電話でよいか確認する。
  - ・携帯電話は通話料が高額である。長時間待たせることはたいへん失礼にあたる。
- 丁寧に誠実に、そして適切な対応をする。
  - ・メモをとり、伝言は責任をもって該当者に確実に伝える。
  - ・転入者等、後日電話連絡が必要となる場合は、必ず連絡先（電話番号）を確認する。